

綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業者公募型プロポーザル実施に関する質問について、次のとおり回答します。

No.	資料名・ページ・項目名等	質問内容	回 答
1	納品月・発行月に関して	それぞれ目安などはございますでしょうか。	令和7年7月頃に納品いただきたいと考えています。
2	綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業者公募型プロポーザル実施要領 3ページ 7 応募書類 6 登記簿謄本 7・都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明書 ・国税納税証明書（その3）	提出させていただく際は原本が必要でしょうか。	登記簿謄本、滞納がないことの証明書及び国税納税証明書は原本を提出してください。（申請日から3か月以内に発行されたもの。）
3	綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業者公募型プロポーザル実施要領 3ページ 9 企画提案書の作成方法 （1）企画提案書作成上の注意 ③	「企画提案者の名称は表紙にのみ記載しこれを正本とする。副本には記載しない。」とありますが、提案書内には提案者名称を一切記載しない方法で作成すべきということでしょうか。	選定委員が何の先入観も持たず、純粋に企画提案の内容のみにもとづいて、公平に審査が行えるようにするという趣旨から「企画提案者の名称は表紙にのみ記載しこれを正本とする。副本には記載しない。」としています。そのような趣旨で設けている規定ですので、提案書内には提案者名称を一切記載しない方法で作成してください。
4	綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業仕様書 2 業務内容及び仕様書 （2）仕様 「総ページ数」	総ページ数24ページ程度には広告ページも含まれますか。広告ページも含む場合、4割程度を広告で使用したとすると9ページ程度が広告・15ページ程度が行政情報の認識で間違いありませんでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。なお、仕様書において、総ページ数を24ページ程度としています。24ページを大幅に超過する場合、協議により可否を決定させていただきます。（最低限の手続の掲載ページを確保する必要から、少なくとも24ページを下回らないよう願います。）ページ総数が変動する場合であっても、広告ページの占める割合は定率とさせていただきますので、広告ページ数は（総ページ数×4割）を目安としてください。
5	綾部市「おくやみハンドブック」協働発行事業仕様書 2 業務内容及び仕様書 （2）仕様 「校正回数」	校正回数は年2回以上となっておりますが、納品回数も年2回以上となる認識でよろしいでしょうか。年に1度の校正の際の回数が2回以上の認識でしょうか。	後者のご認識のとおりで、年1回の納品の前の校正を、2往復以上行うという趣旨です。